

吉祥寺地域の医療体制の整備状況について

1 事業継承に関する認可手続の状況について

医療法人啓仁会の事業のうち、吉祥寺南病院（125 床）に関する事業を新たな医療法人に分割することで、吉祥寺南病院の事業が新法人に継承される手續が行われている。認可の状況は、以下のとおり。

■認可の状況

東京都：8 月に医療審議会が開催され、認可証を受領済み

埼玉県：9 月に医療審議会が開催され、認可証を受領済み

※2か月間の公告期間を経て、12 月中に事業継承の効力が発生する見込み。

2 社会医療法人社団東京巨樹の会との協定の締結について

新病院の開設及び運営にあたり、市と（社医）東京巨樹の会がお互いの信頼と協力のもとに、これらを円滑に実施するための必要事項を定めた協定を締結した。

(1) 主な協定の内容

- ① 東京都指定二次救急医療機関及び災害拠点連携病院の機能を有するとともに、新型感染症対策や地域包括ケアシステムの推進・強化の視点を持った地域に根差した持続可能な病院となること等を目的として開設すること。
- ② 市は、「吉祥寺地域の医療体制の整備に関する支援方針」（令和 7 年 4 月策定）に基づく支援を行うこと。
- ③ 病院整備にあたり、市は吉祥寺南町コミュニティセンターの敷地を（社医）東京巨樹の会へ貸し付けること。また、（社医）東京巨樹の会は吉祥寺南町コミュニティセンターの移転先となる敷地を市へ貸し付けること。
- ④ 新病院の開設時期は、令和 11 年度を目標とすること。
- ⑤ 事業継承する 125 床の病床を開設時に整備するほか、必要に応じて、開設目的に適した病院を運営するための病床を整備すること。

※詳細は、別紙「新病院の開設及び運営に関する協定書」を参照

(2) 締結日

令和 7 年 11 月 4 日（火）

3 今後の予定

時 期	内 容
令和 7 年 12 月中	事業継承の効力発生
令和 8 年 1 月頃から令和 8 年度中	まちづくり条例に基づく大規模開発事業に係る手続
令和 8 年 4 月以降	現病棟等の解体工事
令和 8 年冬頃から令和 11 年夏頃	新病院の建設工事
令和 11 年秋頃から冬頃	新病院の開設

※現時点での予定のため、今後の手続等の状況により変更が生じる可能性があります。

担当課 健康福祉部健康課